

墨田区子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>（庶務） 第11条 子ども・子育て会議の庶務は、<u>子ども・子育て支援部</u>において処理する。</p>	<p>〔同左〕 第11条 子ども・子育て会議の庶務は、<u>福祉保健部子ども・子育て支援担当</u>において処理する。</p>

付 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。